



平成 22 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 ア マ ダ
代 表 者 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)
岡 本 満 夫
(コード番号 6113 東証・大証各第一部)
問 合 せ 先 取締役兼執行役員経営管理本部長 磯 部 任
電 話 番 号 0463-96-1111 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求め、下記のとおりの平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対するインセンティブプランとしての位置付けで発行するものであります。本新株予約権を付与された役職員は、当社の株価が上昇することにより経済的利益を享受することができることとなり、連結業績の向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様とのベクトルを一致させることが可能となります。

当社におきましては、世界経済が回復基調を取り戻しつつある中、市場や産業のパラダイムシフトに対応した連結経営戦略の下、成長回帰に向けた攻勢に転じてまいりますが、この時期に役職員と株主様の利害を一致させるプランを導入することは大変意義深いものであると判断し、ストックオプションとしてグループ役職員に対し無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く。）、執行役員、従業員のうち、当社の取締役会が認めた者。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,500,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

2,500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1,000 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みは要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ。）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、吸収分割、新規分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より10年間。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日又は金融機関の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った場合には、新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、契約期間満了による退職、会社都合による退職の場合はこの限りでない。
- ② 各新株予約権の1個を分割して行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ④ 新株予約権の質入れ、その他の一切の処分は認めない。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

合併契約承認の議案（当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割契約又は新設分割

計画承認の議案（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）若しくは株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）若しくは株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1

円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて定めるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

上記(8)に準じて定めるものとする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて定めるものとする。

(11) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

4. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は500個を上限とする。

当社取締役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じるものとする。

新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以 上